

岐阜メモリアルセンター、岐阜県長良川球技場、岐阜県スポーツ科学センター及び岐阜県スポーツ科学センター御嶽濁河高地トレーニングセンターの指定管理者指定申請に係る審査結果について

平成29年10月17日
岐阜県清流の国推進部地域スポーツ課

1 施設の概要

名 称	岐阜メモリアルセンター
所 在 地	岐阜県岐阜市長良福光大野2675の28
設置目的	①県民の日常的な健康、体力づくりに寄与する。 ②県民の競技水準を向上させ、選手の強化育成に努める施設を提供する。 ③全国的、国際的競技大会の招致、開催を可能とする。 ④都市公園として、より一層充実した環境を近隣住民にも提供する。
根拠条例	岐阜県都市公園条例

名 称	岐阜県長良川球技場
所 在 地	岐阜県岐阜市長良福光青襖2070の7
設置目的	県民のスポーツ、レクリエーションその他の行事の用に供することを目的とする。
根拠条例	岐阜県長良川球技場条例

名 称	岐阜県スポーツ科学センター
所 在 地	岐阜県岐阜市長良福光青襖2070の7（岐阜県長良川スポーツプラザ1階）
名 称	岐阜県スポーツ科学センター御嶽濁河高地トレーニングセンター
所 在 地	岐阜県下呂市小坂町落合2376番地1
設置目的	科学的なスポーツトレーニングの実施により、岐阜県のスポーツの振興に寄与することを目的とする。
根拠条例	岐阜県スポーツ科学センター条例

2 指定管理者の募集方法

特定者指名

3 指定管理者の募集期間

平成29年8月29日から平成29年9月29日まで

4 申請団体

申請団体の名称	共同体の構成員の名称
公益財団法人岐阜県体育協会	

5 審査基準

審査項目	配点
施設管理の基本方針	5
類似施設の管理実績	10
利用者サービスの向上	25
施設の維持管理	5
収支計画	20
組織・体制	10
危機管理	10
経営基盤	5
地域連携	10
計	100

6 審査結果

次のとおり指定管理者候補予定者を決定しました。

<指定管理者候補予定者>

申請団体の名称	主な選定理由
公益財団法人岐阜県体育協会	申請内容が募集要項に定める基準を満たしていると認められるため。

7 指定管理者の指定

県と指定管理者候補予定者との間における細目協議が調った後、県議会の議決を経て、当該指定管理者候補予定者を岐阜メモリアルセンター、岐阜県長良川球技場、岐阜県スポーツ科学センター及び岐阜県スポーツ科学センター御嶽濁河高地トレーニングセンターの指定管理者に指定する予定です。

<指定期間>

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで（5年間）